

Title	いわゆる西洋封建制度について
Sub Title	Über den sogenannten Europäischen Feudalismus
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.7 (1962. 7) ,p.641(23)- 661(43)
JaLC DOI	10.14991/001.19620701-0023
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620701-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ただけでもなく、王党派に属した大商人やパトルーシンの・マナー的領主——封建的領主制の植民地的形態——による植民地内部の専制寡頭制・土地独占のこぶを、爆破除去して行く全一連の過程の表現である。それがどれ程大商人・大地主・土地投機業者の跳梁により、土地改革としての意義を滅殺されていようと、ニュー・イングランドの「タウン・システム」を拠点として、独立自由な農民層が中部・西部へと浸透して行き、連邦土地政策の変貌を通じてかの「ホームステッド法」に至りつくあの直接生産者による土地把握過程の一コマであることは明白である。ニュー・ヨーク南部についていえば、大商人・大地主・土地投機業者の勢力の強い地域ほど農民・小生産者・小市民の土地取得は困難であり、農民層の富裕で自立度の高い地域ほど、土地改革の相貌を呈して居り、直接生産者・小市民が土地を自己のものとしてつかむことが出来るか否かは、彼らの社会経済的地位による。しかし、又没収財産の売却は、直接生産者・小市民の間の所与の歴史的条件を媒介として、彼らを分解して行く。而してこのことは実は広くイギリス・フランスの史実によっても裏づけられていることだからのである。(一九六二・五・二二稿。六・二八加筆。)

本稿は別稿とともに昭和三七年度慶応義塾学事振興資金による「アメリカ土地制度史の研究」の一部である。

いわゆる西洋封建制度について

宇 尾 野 久

J・カルメットはその著「封建社会」の中で、大要次のように述べている。
「中世を特徴づけ、一面では古代の政体に対置され、他面では現代の政体に対置される社会政治的なレジームを“feodal”と呼ぶ。

例えば、ことばのつごう上「日本封建制度」または「モロッコ封建制度」と言う場合實際上多少外面的な類似から正当化できる比喩的な表現を用いるのであるが、しかし正確さを要求することはできない。進歩の平行性を信ずることは、(進歩と云う)ことばにだまされ易いしまた何らかの誤りをおかすことにもなる。実際“la feodalité”はもともと西洋的(occidental)であり、また中世的(médiévale)である。(J. Calmette, La société féodale, p. 1, 1947.)

ここでカルメットは封建制度をあきらかに古代社会の国制と対置することによって時代的な対比を行なうと同時に文化圏としてのオリエント又はアジア社会の封建制度と対置することによっていわゆる occidentale な feodalité の純粹さ又は嚴

密さを要求している。

そのような考え方は F. L. Ganshof にも共通であり、「Le régime féodal」と考えられる社会のタイプは西ヨーロッパ (Europe occidentale) が、十、十一、十二世紀に経験したものである。それはカロリング帝国の分裂から生じた国家——フランス、ドイツ、この時期のイタリア——及びイギリス、スペインの若干のクリスト教王国、近東のラテン諸国家に固有のものである。しかし他の場所や他の時期に、西洋中世の封建制度と類似した社会のタイプがあらわれる、たとえば古代エジプトやインドでの、アラブ世界やトルコ帝国、ロシアや日本での封建制度について述べられ、さらに外に、いろいろな源泉のあまり厳格でない検証からの性急な結論をひき出す。しかしある場合にはそれは当然のことであり——日本についての結論は最も著しい例である。⁽¹⁾

「厳密な意味での封建制度、換言すれば、Le système d'institutions féodo-vassaliques (知行—ワサル制度のシステム) は——広義の封建制度以上に——カロリング帝国の解体によって生じた国々及びそれらの国家によって影響された国々に固有である。⁽²⁾」日本の大名、武士、侍は完全にワザルにくらべられ得る……⁽³⁾」

然しここでは F. L. Ganshof や J. Calmette 又は Max Weber 等の日本封建制度に対する理解がどの程度のものであるかを問題にするよりも歴史的に云ってオリエントやアジア社会が如何にしていわゆる厳密な意味での西洋封建制度の成立を可能にしたか、その史的条件の探究に向う方がよみ多くなるように思われる。

Louis Halphen が Les barbares. 1930. で問題としたように、また H. Pirenne が Mahomet et Charlemagne. 1939. で意識したようにイスラムやアバル、スラヴがカロリング帝国をそのペリフェリエンとして外部から規定し、そのような国際環境のもとでヨーロッパ封建制度の成立を可能にした。

つまりヨーロッパはたしかに自力でヨーロッパ封建社会を建設した、しかしそれを育成したものは内的にはクリスト教文

明の形で、又外的には西ヨーロッパ社会を包摂したオリエント並びにアジア社会であった。ゲルマンの民族移動と同じ形でオリエントやアジアのすべての民族が西ヨーロッパへの侵略的な民族移動を開始したならばヨーロッパ封建社会はその存在の余地を残さなかったであろう。

ここではそのようないわば厳密な意味での西ヨーロッパの封建制度を内部から支え高貴化しているものとして西洋封建制度のいわゆる „ratio“ な面が考察される。

従来西欧中世社会をダイナミックなもの又は可動的なものとする要因として中世都市が考慮されてきた。(Edith Ennen, Frühgeschichte der europäischen Stadt. 1953. Studien zu den Anfängen des europäischen Städtewesens, geleitet von Theodor Mayer. 1955—1956.) しかし西洋封建制度そのものの中でそのような Triebkraft 又は Leitmotiv としての ratio な面が考察できないであろうか？

そのようなオリエンテイルングのもとで考察すると、Heinrich Mitteis によつては、盛期中世の „Lehnstaat“ は „Lehnpyramide“ として観念されるその相対的に rationale な Ordnung 及びそのシステム化された Lehnrecht をもたない、近世国家への途上の最初の一段階であった。⁽⁴⁾ また Max Weber によつて „Feudalismus“ は合理的、官僚的支配形態に對立する因襲的支配形態 (traditionale Herrschaftsform) としてあらわれ、それらと Ämter-, Verwaltungsstaat, Ständestaat へ形成しつづけるように指示される。⁽⁵⁾ 従つて H. Mitteis は、この等族国家 (Ständestaat) は、一般に移行形態であり、絶対主義王政によつて克服されるものとして見る。⁽⁶⁾ このような事態として Theodor Mayer は Lehnstaat は „Personenverbandstaat“ の最初の形態としてあらわれ、der institutionelle Flächenstaat, der Amterstaat が官僚的管理組織の始まりをあらわす。⁽⁷⁾

そしてこのようないわゆる der okzidentale Feudalismus を更にオリエント及びアジア的、又は古代的封建制度から識別

する西洋封建制度について

するものとして西洋封建制度における ratio の要素があげられる。⁽⁸⁾

そのようないわゆるヨーロッパ史に固有な Rationalität の体現者としての rationale Herrschaft und Gemeinde, としてそのような複合体を意味する Herrschaft の前進的な段階としての Feudalismus の中核を形成する Grundherrschaft が前面考察の対象となる。従ってここでは Feudalismus, Grundherrschaft の外形 (フォルム) ではなく、そのような表現の内面的な意味を考察したい。⁽⁹⁾

Lehnpyramide⁽¹⁰⁾ として、また東方のシステムに欠けている „die abgestufte Hierarchy des westlichen Vasallitätssystem“⁽¹¹⁾ としてあらわれる西洋封建制度には、いわば Flächenfeudalismus への展開を示すローマの古典古代からひきつがれた国制上の institutionelle ministerium としての国家機関、クリスト教による国家の Sanktifizierung, Germanische Verstaatbarung への Feudalisierung の競合により、アジアのいわゆる専制的国家形成におけるとは異った ratio の関係がみられる。

しかしここではそのような西洋封建社会経済史上の ratio の問題を一つの西洋封建社会の理念の体系として Dienst, Freiheit, Herrschaft und Gemeinde (commune) 等の Leitmotive の中で考察してみたい。⁽¹²⁾

ところで従来無条件に使用されてきたいわゆるグルントヘルシャフトやゲマインデの概念内容は必ずしも自明ではない。つまり之等の概念のプロットの設定は、学術語として厳密さを欠いているように思われる。

つまりゲマインデによって表現されるものの中にはヘルシャフトに対応するゲマインデと必ずしもヘルシャフトやいわゆる Herrschaftsfreiheit に包摂されない commune が存在する。

例えば Gau, Pagus, Weiler と云った自然的なゲマインデ、更に支配に対応するゲマインデの中でも既存のゲマインデがヘルシャフトにとらえられる場合とヘルシャフトが新しく創設してゆくゲマインデ例えばミニステリウム、ケンテニ等ではその性格は全く異なるはずである。そしてその点に光が当てられれば、国王の自由人の外に自由人が居たかも知れないと云っ

たような疑いも起らなくなるだろう。

ゲマインデの性格が複雑なようにヘルシャフトやヘルシャフトフライハイト及び人的、物的な奉仕もまた複雑な構造と運動を示す。„Land und Leute“⁽¹³⁾ が統一的な概念を構成するように Gau, pagus の Landgemeinde として Gaugenssen, pagenses が考察される。之等の pagenses はフランクの文書に頻繁にあらわれ、種々な役割をはたす。

そのような Gau 又は pagus の Landsgemeinde の性格についてロルシュ文書は Gau 別の寄進⁽¹⁴⁾ を記しており、同時代人は之等のガヴを実質的なラントの単位として扱っている。従って Hundertschaft や Grundherrschaft と云った内容不確定の学術的造語と区別して扱うべきであろう。

Wolfgang Metz は、ドイツ語の „Gau“ (gewe, gowe 等) はラテン語の „provincia“ の概念に対置されるとし、このドイツ語は小さな空間を意味し、語原的には „Gau“ は Geäu, つまり小川や溪流での定住地 (Talaue, Talschaft) と説明されることへている。⁽¹⁵⁾ 従ってローマの provincia が大規模な、平坦な (flächenhaften) 空間的理解であるのに対してゲルマンの Gau は小規模な集合体 (Kleinräumige Kollektivbildung von „Aue“) と云った真反対の関係にある。

このような pagus-comitatus-ministerium への転換の可能性を示すものとして、次の資料があげられる。

「これらのスペイン人 (Spani=Gothen) 等が、汝等 (verschiedene Grafen) の管区 (ministeria) から……予 (rex Hindovrius) の処へ来たり、彼等 (Gothen) が、汝等 (伯達) 及び汝等の配下役人からの多くの圧迫にたえねばならないと述べしことは汝 (伯) 等に告知せらるべし。

そして (之等ゴート人の) 若干のガウ成員 (pagenses) は、余の料地に属する土地 (fiscus) をその所有地 (proprietas) として互いに証明し、又彼等 (そこに移住せるゴート人) がその権利に反してそこからおい出され、従って余が三〇年前又はそれ以前から (之等のゴート人に) 遂行し、又彼等が、それに基づき、余の贈与により、余の与えし許可をもって再び自身で荒地

いわゆる西洋封建制度について

„eremus“ から(開墾地に)恢復する余からなされし所有の譲渡を廃棄せりと彼等は語れり。

彼等はまた汝(伯)等が、彼等が自らたてし若干のホーフ(Gut)や開墾地を彼等からとりあげ、彼等に貢納を課し、また彼等を権力もて支配する役人を彼等の上におけりと述べり、……。

それ故予は、この書状を認めることを命じ又余は汝等又は汝等の配下が、スペインから余の保護に來たり、且つ余のあたえし許可もて荒蕪地を開墾に適せしめ、また開墾地を所有せること明らかなる余の述べしスペイン人(Gothen)にあえてかの賃子(Censum)を課し、(何人かが)自分のものとすることを許可してはならぬことを余は命ず。この者たちが余及び余の息子達に忠実なる限り、彼等が三〇年を通じ、開墾により所有せしものを彼等及びその子孫が平静に所有すべく、且つ汝等は彼等を保護せねばならない……。(19)

ここであげられたスペインから逃亡したゴート人は、いわゆる freie Spanier 又は centeni (Königsfreien) として従来論議されたものであり、王国に直属するが、直接王のグルントヘルンシャフトに編入されず、伯の保護下に生活する pagenses であり、その権利と義務(ratio)が明示されている。

更に Capitulare missorum Wormatiense, cap. II では、伯が pagenses に架橋の勘定(rationes)を課する(20)と、また Responsa missis data, Capitularia I. cap. 10. では pagenses が、その役馬役(paravereda)を果せぬことについてのヒルデブランド伯の苦情、その他 FF. Marculfi Iber I. Nr. 40. や Capitularia I. Cap. 2-4 des Capitulare missorum vom Jahre 792 vel 786 では多くの pagenses の Landesamio についての王からの要求が語られている。

このようにフランク的な villani 又は vicani, vicini などは、Landesgemeinde を表現するものとして pagenses が一般に用いられている。それは villicatio, 従って lex familia (Hofrecht) が、まだ未成熟であり、一方メロヴィング時代からの vicus が消滅しつつあったからであらう。しかしこれらの Gau 又は pagus はその内部に変動しつつある vicus 及び villa

又は Centeni を包含しており、それらの要素がインテグラルな姿をとった時にその席を譲ることになる。

Heinrich Mitteis は、領土地の構造について、「領主の館 Herrenhof, Sahnof, Curtis をとりまき、非自由人によって直営される領主直営地 (Herrenland, terra salica, indominicata) があり、その周囲に mansi が従属し、その間に villae (Meierhöfe) が散在している。この villa oder curtis は ein Gutshof であるだけでなく、武装した従者によってとりまかれた ein befestigter Herrensitz である。」(21)としている。

このような ministerium を編成されてゆく villa については後述のべるが、フランク時代のいわゆる villa は殆んどホーンとして理解され、たまたムールンとしてあらわれるが、例の Capitulare de villis は普通御料地令と呼び villa theodonis は Diedenhofen と呼んでゆく。

これに対して vicus は allodis 又は独立の communauté としてのムールンとして理解され、vicus et castella, civitas.—vicus vel castella.—mallos, vicos, castella, oppida et civitas. の形であらわれている。

Robert Latouche はこの間の事情として「Fustel de Coulanges の指摘したように土地は le domaine と le village とわかれており、Caesar や Gregorius Turonensis は vicus と villa を混同しなかった。vicus は古い特権をもつ village であり、villa は domaine である。このような vicus は九世紀にさえ消滅しなかった。そのころ villa が vicus に従属していたと云うのは一見奇異にきこえるが、それは吾々がヴィラを領土地や多くの小作地からなる大領地として考えることになれているからである。しかし御料地令やイルミンノンの所領明細帳のヴィラはモデルとして適当でない。メロヴィング時代のヴィラは未耕荒蕪地を含む未完成の領地で、ヴィラの組織は長い苦勞な土地の清掃の結果であった。このようにして vicus は更に完成されたヴィラへ転換してゆく。」(22)とのべている。

Robert Latouche のガリマについての動的な觀察は、ゲルマニアとくに東フランクの Urgautheorie の中の Urgau のいわゆる西洋封建制度について

中心点としての Krongutkomplexe とその大規模な pagus-Bezirken への拡大、つまり pagus はグルントヘル的な、王又は聖界の Lokalverwaltung の出発点でもあった⁽²⁸⁾。Grafschaftsverfassung の出発点でもあったと云う pagus-comitatus-ministerium の社会経済軍事行政上の可動性 (Mobilität) をついても云い得ることである⁽²⁹⁾。

そのような ratio の展開が villa 内の Dienst や Leistung の上どのような形にあらわれるであろうか？ 次の資料はこの問題について語っている。

「フルダの修道士達の生活の資のために賃子を回収するホーンの記述。

1. Rasdorf には二つの料地あり。(それは) Folmaredorf と Hasel 内だ(ある)。この三つの土地で廿四人の完全リテン (330 den) が土地を耕し、鋤かねばならない。その各々は年に卅六の農地の刈り入れをする。然して外に廿四人の半リテン (165 dimidii) あり。その各々は同様に年に廿八の農地を(日に)三時間耕す⁽²¹⁾。

このように例外的であるが、Stände に基づき奉仕する賦役と mansi hidorum のようにその mansus に対して一定の census (賃子) を納める場合がみられる⁽²²⁾。Herrschaftsfreiheit を示唆する hostilicio を留保するところのような人的、物的な貢納の原理はローマの capitatio, jugatio にも見られるところであるが、ビザンツの *vobis neopyratos* のようにオブンチーナと云ったいわゆる農村共同体の単位に対し、貢租への連帯責任⁽²⁶⁾の形で之を外部から強権によって把握する形はみられない。つまり村落共同体を外部から統括的に把握するのではなく、之を Herrschaft の中に再組織し、軍政、法制、社会経済的に再編成してゆく支配関係がみられる。そのさい王の自由人の centeni のような地縁集団でさえ、軍役 (hostilitium) paravereda, census regis と言った奉仕によって個別的に支配に編成されてゆく。

このように集団又は自然の中に個が埋没してゆくアジア的共同体と異り、集団の中から又は自然との闘いの中から個が上昇し、より高度な ratio な国制の關係に発展してゆく Gemeinde と Herrschaft の並行的伸張関係がみられる。

このことは silva, pascua, aqua 等の communis とその私的用途権によって定められている農耕地の権利関係の並行的展開についても同様に ratio な關係の発展がみられる。

つまり社会経済発展のこの状態においては共同体はその成員の発展の対立物としてではなく、その奉仕者として機能し、共同体の各個の成員と支配の発展は共同体を媒介として展開する。

従って Herrschaft や Stände (Herrschild) と云った封建的排他性な Bannherrschaft, Gefolgschaft, Herrschaftsfreiheit のような人的關係又は Allodia, Gewere, Lehen, Privilegium 等の等族的物的支配關係 (ständische dingliche Herrschaft) に表現され、Landeshoheit や Landriede と云ったより高度な、共同体成員又は支配と共同体の統一の場が形成される。

そのような独自性と発展的可能性のもとに Karl Bosl は「私は W. Schlesinger とともに Gefolgschaft はゲルマニーンの社会生活の eine Hochform であった……と云う見解である⁽²⁷⁾。」と述べている。しかしそのような Hochform によってリードされる西洋封建制度の社会経済的中核概念をなす Grundherrschaft に引き、Alfons Dopsch が「ドイツ中世の Grundherrschaft を „die sogenannte Grundherrschaft“ と呼ぶのは、ドイツ内部のみならず西洋封建制度(少くとも英、独、仏、伊等)が「例えここでとりあげたその ratio の一面で共通性を示すとしても」必ずしも時空間的に統一的な内容をもたぬように、そのグルントヘルシャフトの法的な且つ社会経済的な内容が決して統一的でも同一種類でもなかったためである。

Alfons Dopsch はこの間の事情につき大要次のように述べている。

G. L. v. Maurer がグルントヘルシャフトの概念を一般化した⁽²⁹⁾。しかし Ernst Mayer が之に対して「グルントヘルシャフトを全く別に説明すべき又他の根元をもつ多くの現象を包含する拙劣なかつ平板な記述と呼んだことは注目に値する⁽³⁰⁾。この E. Mayer の影響による Viktor Ernst は「Grundherrschaft の概念を無用と考え、この概念を土地の種々な権利の多様な複合とみなそうとした⁽³¹⁾。」

一方 Inama Sternegg, Karl Lamprecht, Gustav Schmoller 等のドイツ経済史の創始者達は、土地 (Grund und Boden) 特に大土地の所有から土地に居住する人々 (Leute) への諸権利が生じ、それがますます強まり、「Grundherrschaft」は都市制度や産業制度のみならず、領邦形成 (Territorialbildung) 正に国家の萌芽として理解された。

他方このような „grundherrliche oder hofrechtliche Theorie“ に対する反対の戦線を形成していた研究者は、グルントヘルンシャフトを統一的に又閉鎖的に公的権利に対置し、公権から基本的な区別をしようとした。

特に Georg von Below は Inama Sternegg, Lamprecht, Schmoller, G. Seeliger に対して、国家や Landesherrschaft、都市制度や産業制度に対するグルントヘルンシャフトの意味について大論争を行った。⁽³²⁾

之に対して Karl Lamprecht は、いわゆるグルントヘルンシャフトの集合的な性格 (kollektives Wesen) を認め、グルントヘルンシャフトの経済的な面を法的な面から区別し、その大著 Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. (1886) Bd. I. 2. SS. 991-1138. の Grundherrlichkeit und Vogtei als Formen halbstaatlicher Gewalt und Fermente sozialer Schichtung. の論題で、彼が後期カロリング時代と初期 Kaiserzeit の産物とみなした後期中世の „Grundherrlichkeit“ を自生的な (autonom) 始まりから上昇した pseudo-oder halbstaatliche Gewalt (擬制的又は半国家的権力) と記した。

私的な権利だけでなしに公的な国家的な権利がグルントヘルンシャフトの中に存在し、また強力的な違法な方法で国家を犠牲にして公的な権利が横領された。

従ってグルントヘルンシャフトは種々な種類の権利の集合であるだけでなしに、時代に従って異りまたあらゆる時代に同じ内容をもたない。つまりグルントヘルンシャフトといった表示はそのトレーガーについてもまた時間的にも場所的にも同じ内容の一定の大きさをあらわさない。(ただドイツ中世史全体としての Dualismus——例えば公民法、国家化と封建化、支配と共同体等々——がグルントヘルンシャフトの世界にも反映していることは立証できよう。)

国制史や法制史のハンドブックは、その構成的要素に従ってグルントヘルンシャフトのダイナミックな発展を追求することを課題とせず、対的に、つまり Grundeigentum, Gerichtsbarkeit, Immunität, Vogtei, Bannrechte 等々のために扱ってきた。王と並んで大土地所有者による支配権の獲得は公的権力の封建化 (Feudalisierung) とみなされた。公的権力の私的な手への移行は、Lehenswesen (知行制度) の特徴的な本性を示唆する。このようなものとしてのグルントヘルンシャフトは、カロリング時代を遡ることすでに久しい以前に、つまり Tacitus 時代にすでにゲルマーネンに存在していたと云う A. Dopson の特異なテーゼがみられる。

つまり「貴人、即ち社会的に上位に立つもののみが、自から働かずに、その土地を非自由民や半自由民に耕さしめた。之等のものは、土地の分配が権威に従って (secundum dignationem) 行われたので大土地所有を獲得した。それ故 (彼等は) 貴族 (der Adel) である。」⁽³³⁾と云うわけである。

王と並んで大領主 (Grundherren) が行使した支配権力 (Herrschaftsgewalten) は決して王の委譲によってしか生じなかったのではなしに自生的 (autogen) に成立した。

Gerichtsbarkeit や Bannimmunität の基礎としての die grundherrschaftliche Immunität⁽³⁴⁾ の展開をみるが、「ドイツは決して実際の封建国家とならなかった、しかし屢々この名目上純粹に私的なグルントヘルンシャフトが自身で Landesherrlichkeit に上昇した」⁽³⁵⁾。

このようなグルントヘルンシャフトの Autonomie と Rationalität は A. Dopson の方⁽³⁶⁾と Karl Wührer が „Beiträge zur ältesten Agrargeschichte des germanischen Nordens. (1935) S. 52. の「グルントヘルンシャフトはすでに民族移動期にスカンディナビアで大きな意義をもっていた。」と云うとき、いわゆるグルントヘルンシャフトの深幅を示すものとして Tacitus にあらわれたゲルマーネンのグルントヘルンシャフトと共に史的ダイナミックの指標となろう。

いわゆる西洋封建制度について

従つてそのようなダイナミックな史的運動を内包するグルントヘルンシャフトの概念は、Adolf Schulten が Die römischen Grundherrschaften と云ふときグルマーマーネンのそのような Pyramiden-Feudalismus と對するいはばその對極としてのローマの Flächen-Feudalismus を指示する一つの指標となる。なおマシマ又はオリヤント社会に比し、西洋封建制度の生命力は端的に、領主直營地 = Grundwirtschaft の存続に表現される。

II

このような西欧封建制度のいわば組織的中核体としてのグルントヘルンシャフトの「*ratio*」Max Weber—A. Dopsch のいわゆる西欧的計量的經濟精神又は管理精神 (*ratio*) の具体的な側面を触れてみたい。

ratio は一般的には *account, calculation, respect, plan, theory, doctrine, system, reason, rationality* 等を意味する。しかし古代人や中世人は高度な理念を生活の中で具体化しており、中世になると *freiheit* (Freiheit) や *frid* (Einfriedung) など同じような *ratio* は資料の上では単なる抽象的な理念ではなくより具体的な形であらわれよう。

例へば „*dictas expensas nostris racionibus ascribendo.*“ (es solle der Richter diese Auslagen der für ihn (Herzog) bestimmten Rechnung hinzuschreiben.) (A. Dopsch, Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. S. 477.) „*ratione officii* (Entlohnung von Amts) (Ebenda, S. 387.) *ratione officiorum* (die Verwaltung der Ämter.) (Ebenda, S. 479.) のやうな *ratio* といふべきでない。

また Bündner Urkundenbuch の *ratio, racio* といふ *institiae ac rationis* (Recht.) (B. U. B. S. 64.) *defendere et guardantare iure et racione* (Ebenda, S. 339.) *nec racionem habere* (Rechtsanspruch.) (Ebenda, S. 79.) *rationum ambiguitas* (Grund.) (Ebenda, S. 190.) *ratione* (mündliche Einsprüche, Vorstellung.) (Ebenda, S. 351.) *nulla ratio-nillum scriptum* (Erklärung.)

(Ebenda, S. 39.) のやうな資料があらわれよう。

更に近世 (十六世紀) になると Medici, Welser, Fugger 世代には *das Geschäft als Rechtseinheit* といふの *firma* や *das Geschäft als Kreditinheit* といふの *ditta* といふ *ratio* は *das Geschäft als Rechnungseinheit* の意味で用いられる。

しかしここではグルントヘルンシャフトの *ratio* の具体的な側面に触れることによつてその限界つまり irrational な実体をも把握したい。

A Grundherrschaft の Rechnung (*ratio*)

後述の如くカロリング時代の王領地は、特異なホーフ (*curtes*) の構造を有し、そこでの軍政上の配慮が經濟上の配慮に優位しているので、グルントヘルンシャフトのモデルとしてそのような王領を取りあげることがそれ自体検討の対象となる。しかしその点を当面留保すると王領地のグルントヘルンシャフトにおいて最も強く国家化と封建化の性格が打ち出されている。

例へば国家化の方向にそつた王領地での *staatlich, verwaltungsmässig* な *ministerium* や *officium* (*comitatus, index, ministeriales*) の設定、更に封建化の方向での新しい *Stände* の創出 (*Königsfreien, Herrschaftsfreien*) と新旧 *Stände* の劃定 (*ingenni* と *Unfreien* の單純化)、*beneficium, Lehen* の創出 (*Eigenkirchen* の所領の *precaria verbo regis*) のよつ境界地、開墾地への *centeni* の定着、貢租 (*census regis*) 租税 (*pontes, naves, mercatum*) の徵集等があらわれ、*precaria verbo regis* によつて端的に表現されるやうに國家關係へ封建的な *Gefolgschaft* の關係を導入するよつな *Lehenwesen* や *Gefolgschaft*、つまり *Feudalismus* そのものの中に前進的な自己破壊の動力である *ratio* を含んでいたのである。このよつな *ratio* は *Feudalismus* の *Stabilität* (*Tradition, Erbschaft*) と對する *Mobilität* の要素といつてもあらわれよう。

王のメンメントヘルンシャフトの *Herrschaft* (支配) の面へ *Grundwirtschaft* (領地經濟) の面へ、古典古代とよつな *latifundum*

といふゆる西洋封建制度といふこと

の所有と土地経営の無関連と同様に必ずしも合致しないが、その計量的な *patro* の断面をとりあげてみよう。

御料地令の廿八条は、荘司 (*iudex*) 等は、毎年四旬節のうち、ホザンナ (*Ossana*) と呼ばれる *palm* の主日に、王の経営から生じた銀を、王が現年度につき王の所得がどれだけの量かの確認をしたのち、王の命令に従って提出するように努めることを望んでいる。

更に同卅条は荘司等は王への進納分を総所得から分離し、又戦争用の分も総所得から分離しておくこと、またその分量、用途を荘司等が知っている様に望んでいる。

最後に同卅三条は、すべてのものが分離され、播種され、遂行された後、総所得のうちの残りのものはすべて、王の命令で、売却又は進納せよとの王の言葉のあるまで、保管するように望んでいる。

右のような条項はグルントヘルンシャフトの経営管理の計量的な面を示す。このような事態はローマの実務的な計量的経営管理 (*M. P. Cato, M. T. Varro, L. J. M. Columella*) の継承と新事態への適用として重視されてよい。⁽³⁹⁾

breuium や *rodell* への記入も亦そのような計量的処理形態をとっている。

例えば資財帳範例で大要次のような記述がかかげられている。

「確かに司教自身のクルテス (ホーフ) 七つ残りあり、それにつきこの資財帳には何も記帳されぬ。しかし総計中に含まれている。

確かにアウグスト (アウグスブルグ) 司教区は総計在住自由マンス一〇〇六、不在住 (自由マンス) 卅五、確実な在住非自由マンス四二一、不在住 (非自由マンス) 四五をもつ。また自由並びに非自由在住マンス一四二七、不在住 (両マンス?) 八〇。(以上) 明白なり。」

このような形は勿論ローマの *census* に比して著しい後退を示すものであるが、しかしローマのプラグマティズムを継承

することによって、単なる徴税目的から前進して資財管理の方向をうち出している。このような事態はロルシュの王料地記録でも見うけられる。

C. L. Nr. 3671. B. (Reichsurbar, anno 830—850)

同じく。マンス及びソルテスは総計五三、そして賃子に豚五三頭、小豚廿二頭、卵五三〇箇、薪二五〇車分、屋根板 (*ascilis*) 五三車分、ひき渡す。銀四リーブラ九ウンキア。森林賃子については、六つのヴィラからの葡萄の十車分 (*carradas*) を、また葡萄が何もとれないと云うことが起れば六デナリウスを渡し、穀物 (の賃子) については三〇〇モディウス (をひき渡す)。

C. L. Nr. 3672. [Nierstein]. (Villa)

同じく。総額マンス及びソルテス八七が、記入されており、そこから賃子に、大麦一八二モディウス、銀八リーブルと卅デナリウス、亜麻 (*ino*) 卅リーブラ、小豚一三六頭、雞一三九羽、卵一四九〇箇、薪一七四車分、かまどのしっくい用の石 (*De petris ad calcem*) 四三五車分、薪についても同様、葡萄四カルラダと一シトラが入ってくる。

C. L. Nr. 3673. [Um die Dreieich.]

同じく。森林賃子につき、ライ麦八〇モディウス半が納められる。そこから賃子に、豚一二二頭、銀につき八リーブラと二ウンキア、穀物につき、七八モディウス、大麦についても同様に納められ、ライ麦廿三モディウス、雞一二〇羽、卵一二〇〇箇が納められるマンスとソルテスは総計一一二あり。

C. L. Nr. 3674. [Um Worms.]

同ヴィラについて。総計でマンス及びソルテス六四あり。大枘九六八モディウス及び領主奉仕で一四五二モディウス、穀物四〇モディウス、小豚四〇頭、雞六四羽、卵六四〇箇が納められ、女の作業の代りに四リーブラ、マンスにつき一〇ソリ
いわゆる西洋封建制度について

ドゥス引き渡される。

C. L. Nr. 3674 a [Um Kaiserslautern.]

総計で非自由マンズ及びソルテス廿四半あり、それ等は雞廿四羽、卵二四五箇、銀卅ソリドゥス、六デナリウスを納める。

山番のフーフェ卅九は賃子を何も納めない。

C. L. Nr. 3675. [Florstadt i. d. Wett.]

同ヴィラについて。そこには自由民のマンズが総計で卅三半あり。非自由民のマンズ廿七。全部で六〇半マンズあり、そこから賃子で、豚卅三頭半、何れも六デナリウスの価の小豚六九頭、雞一二一羽、卵七二〇箇、自由民のマンズから女の作業の代りに二リーブラ、九ウンキアがくる。

(うち)非自由民のマンズから一リーブラ八ウンキア、五デナリウス(はいる。)

領主の作業で亜麻布廿七反⁽⁴⁰⁾を織る。(大布地七反半。全部で四リーブラ、五ウンキア、五デナリウス(になる。))

尚クアレティエンの帝国領地賃子帳では、ロルシュの賃子帳がヴィラ毎の総計を出しているのに対し、大部分が ministerium 毎の王の賃子を記している。⁽⁴²⁾

しかし polypptychum Irminonis abbatis, par M. B. Guérard. 1844. では villa 毎のマンズや賃子の集計がかかげられている。

例えば VIII. Breve de Novigento. (ibid.) p. 75. では

42. Novigento (villa) には上記のとおり、自由人のマンズ廿四半あり。hostilium⁽⁴³⁾のため、葡萄二〇五モディウス、放牧のために葡萄七四モディウス、豚 (seals) 廿頭半、鬮羊 (multones) 四頭、卵つき雞 (pulos cum ovis) 七四羽が支払われ

る。

非自由民のマンズ二〇あり。放牧に葡萄廿一モディウス半、鬮羊八頭半、屋根板 (scindolas) 六五〇枚、卵つき雞卅羽が支払われる。

D. Grundherrschaft の Verwaltung (ratio.)

右のような王のグレントヘルシャントの計量的な中核としての villa, curtis の外にその管理の中核としての ministerium が Brevium exempla やアンレティエンの Reichsurbar にあらわれている。とくに資財帳範例の Teil C. では、例の „De ministerio illius maioris vel ceterorum.“ (某主要のもしくはその他の管区について。)と云った表題のもとで Annages の主要な管区についての詳細な管理の記述があらわれている。

その際きわめて多義な表現をとる ministerium は全へ一定の意味で、つまり一つの管理的統一 (eine Verwaltungseinheit) の多くの王のホーフの統合として用いられているように思われる。⁽⁴⁵⁾ ここでは経済的な各ホーフの独立性と軍政的統一性——とくに軍政の経済への優位のもとでの管理的統一があらわれている。

そのような国家化と封建化の統合としての villa や ministerium の Dualismus を投射する ratio は、低次な表現をとるが、しかし Karl Bosl が述べたようなこの時代の起動力としての「いわゆるプリミティヴな社会においてさえ思考の能动性—転換 (Mobilität—Wandel)」⁽⁴⁶⁾を確定しよう。

このような ministerium の管理的統一性は Capitulare de villis. C. 19. とはける villa capitanea (諸主要荘) と mansionibus (Vorwerk) の分散的配置構成に一つの統一性を与えることになる。

次の資料はその運営に当たっての ratio について具体的に物語っている。

「三つの残りの役人、Seneschalk, Mundschenk と Marschalk は、その役職の種類や数に従って、相互の一致で、王が何処

いわゆる西洋封建制度について

で、どれだけ長く、ここかしこの場所で滞在しようと考えているか、また何時王がやってくるかについてできるだけ早く王の代理人に報告せねばならなかった。つまりすべての必要なことが準備され又調達され得、またあまり遅く知り、不便な時期やひどい性急さで遂行されたり、王の下人達がむだに苦しむことのないようたである。すべてこう云ったことにつき Mundschenk や Marschalk が世話すべきであった。だが主要な負担は Seneschalk にあった。つまり彼は飲み物や馬の飼料を除き、その他のすべてに責任があった。(4)。(本稿は塾の学事振興資金による研究の一部である。)

邦(一) F. L. Ganshof, *Qu'est-ce que la féodalité?* pp. 11—12.

(2) *ibid.*, p. 13.

(3) *ibid.*, p. 13.

(4) Otto Brunner, *Feudalismus*. S. 621.

(5) *ibid.*, S. 623.

(6) *ibid.*, S. 624.

(7) *ibid.*, S. 622.

(8) *ibid.*, S. 622. Otto Brunner, *Neue Wege der Sozialgeschichte*. S. 18. 1956. „einartiger, Rationalität“ in der europäischen Geschichte.

(9) Johannes Hoops, *Reallexikon der germanischen Altertumskunde* や Schwerin 著 *Die germanische Grundherrschaft* の序の頁 貴族階級と農民の隷属の歴史と云々。

(10) Heinrich Mitteis, *Der Staat des hohen Mittelalters*. S. 19 ff. (*Pyramidenfeudalismus*)

(11) Franz Dölger, *Der Feudalismus in Byzanz*. S. 189. 1956.

(12) Karl Bosl, *Über soziale Mobilität in der mittelalterlichen „Gesellschaft“*. S. 308.

(13) Otto Brunner, *Land und Herrschaft*. S. 216 ff.

(14) *Codex Laureshamensis*. 2 Band. S. 3. Kap. 167. „Per diversos pagos et prouincias, in diuersis locis ac terminis trans-

scribendas accingamur.“ 「貴族が種々な場所と境界との(密進を)ペンヌス及びペンローヴァンキンとに書きかゝる。」

(15) Wolfgang Metz, *Provinz und Gau der Karolingerzeit*. Z. S. R. G. Bd. 73. *Reallexikon der germanischen Altertumskunde* 2. (Rietschel, Gau.)

(16) *Capitularia*, I, S. 169. Ebenso die *Constitutio Hildowici de Hispanis secunda* vom Jahre 816, *ebda.*, S. I, S. 263., und cap. 5 der *Constitutio de Hispanis in Francoorum regnum profugis prima* vom Jahre 815, *ebda.*, I, S. 262. Klaus Verheijn, *Studien zu den Quellen zum Reichsgut der Karolingerzeit*. SS. 359—360. Theodor Mayer, *Königtum und Gemeinfreiheit im frühen Mittelalter*. S. 341. f.

„Notum sit vobis, quia isti Ispani de vestra ministeria……ad nos venientes suggererint quod multas oppressiones sustineant de parte vestra et iuniorum vestrorum. Et dixerunt, quod aliqui pagenses fsecum nostrum sibi alter alterius testificant ad eorum proprietatem et eos exinde expellant contra iustitiam et tollant nostram vestituram, quam per triginta annos seu amplius vestitum fuimus, et ipsi per nostrum donitum de eremo per nostram datam licentiam retraxerunt. Dicunt etiam, quod aliquas villas, quas ipsi laboraverunt, laboratas illis eis abstractas habeatis et beborarias illis superponitis, et saiones qui per fortia super eos exactant……“

„Propterea has litteras feri praecepimus atque demandamus, ut neque vos neque iuniores vestri memoratos Ispanos nostros, qui ad nostram fiduciam de Hispania venientes, per nostram datam licentiam erema loca sibi ad laborandum propriiserant et laboratas habere videntur, nullum censum superponere praesumatibus neque ad proprium facere permittatis; quoad usque illi fideles nobis aut filiis nostris fuerunt, quod per triginta annos abuerint per aprisionem, quieti possideant et illi et posteritas eorum et vos conservare debeatis“……“

(17) „omnes paginisis vestros, tam Francos, Romanos vel reliqua natione degentibus.“ (FF. *Marculf liber 1.*)

„De illos qui infra pago nati sunt et pagensales fuerint.“ (*Capitularia*, 1, S. 66. f.) 「フランク人もローマ人もしくは全く外のナチオの成員も、すべてこの付のガウ成員。」「当該ガウに生れた者や独女のガウ住民たる者といふ。」

(18) Heinrich Mitteis, *Der Staat des hohen Mittelalters*. S. 15.

(19) Robert Latouche, *The birth of western economy*. pp. 64—72.

(20) Wolfgang Metz, *ibid.*, S. 370.

Alfons Dopsch, The economic and social foundations of european civilization. p. 154 ff.

- (R) Descriptiones villarum que ad prebendam frm. Fuldensium pertinent. In Radisfordi territoria II. In Polmaresdorf et Haselaho. In his tribus terram exercere et arare debent XXIII liti pleni. Horum unusquisque in anno XXXVI agros secat. Liti vero dimidii alii XXIII. Quorum unusquisque similiter in anno tribus horis XXVIII agros arat." Traditiones et antiquitates Fuldenses. cap. 43, 1.
- (S) Friedrich Lütge, Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters. SS. 191—192. Polyptychum Irminonis abbatis. pp. 148—149.
- „Sunt mansi hidorum XXIII. Solvunt de hostilico libras II et solidos VI et denarios VIII.“
- „Sunt mansi inter ingenules et lidles et serviles LXXXI et pertica I; sund per focos CLXXXII. Solvunt de capatico solidos L et denarios XVIII.“
- (2) Ferdinand Lot, Nouvelles recherches sur l'impôt foncier et la capitation personnelle sous le basempire. 1955.
- (2) 中世國家の形成と封建制の発展に関する研究「フランク人の社会組織とその発展」10川岡博士。(ロマン主義の発展)
- (2) E. E. Lipsic, Byzanz und die Slaven. S. 10. 1951.
- (2) Agrargesetz, Art. 18, 19.
- (2) Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. 47. Band, Heft 3. S. 309.
- (2) Alfons Dopsch, Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit. §1.
- (2) „Einleitung zur Geschichte der Mark-, Hof-, Dorf- und Stadtverfassung.“ 1854. „Geschichte der Fronhöfe, der Bauernhöfe und der Hofverfassung.“ 1862.
- (2) Ernest Mayer, Germanische Geschlechtsverbände und das Problem der Feldgemeinschaft. R. G. germ. Abt. 44. S. 91.
- (2) A. Dopsch, ebenda, S. 1.
- (2) Der deutsche Staat des Mittelalters (1915).
- (2) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 5.
- (2) Edmund Stengel, Abhandlungen und Untersuchungen zur mittelalterlichen Geschichte. S. 58.
- A. Dopsch, ebenda. S. 5. f.
- (2) A. Dopsch, ebenda, S. 13.
- Vgl. Otto Brunner, ebenda, SS. 278, 288.
- (2) A. Dopsch, ebenda, S. 203 ff.
- (2) A. Dopsch, Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. S. 335 f. 1928. Werner Sombart, Der moderne Kapitalismus. Zweiter Band, SS. 101—103; 137 ff.
- (2) Capitulare de villis. C. 62. 橋税、舟税、市税、中税、
- (2) 中世の国家問題に関する研究の cosmopolitanism への研究者の国籍をめぐり論議をうけたのである。
- (2) camisile. 長やハウルナ、幅二ハウルナの純亜麻の亜麻布。
- (2) sarcile. 長や二ハウルナ、幅二ハウルナの大布地。
- (2) Bündner Urkundenbuch. I. Band, SS. 393—394. 1017の valle の ministerium への租税の徴収に関する事。
- (2) 軍隊の代償としての徴収 = 軍事食糧。
- (2) ministerium.....Dienst, Amt, Amtsbezirk. (für die Verwaltung des Reichsgutes.)
- (2) Studien zu den Quellen zum Reichsgut der Karolingerzeit. von Klaus Verheirn. II. S. 359.
- (2) K. Bosl, Über soziale Mobilität in der mittelalterlichen „Gesellschaft.“ S. 306.
- (2) J. P. Migne, Patrologiae latinae, tomus CXXXV. pp. 1001—1002. (Hincmar, ordine palatii.)